

特殊車両取締を行いました

平成22年7月7日（水）国道13号刈安駐車帯

車両の重量が重かったり、幅・長さ・高さが制限値を超える特殊車両は、その通行により道路を損傷したり、重大事故を引き起こす恐れがあるため、道路法では原則として通行を禁止しています。

しかし、道路管理者がやむを得ないと認めたとときに限り、その通行を許可しています。その際は、通行しようとする道路の管理者に申請して許可を受けなければなりません。（許可は、路線毎、トラクタとトレーラの組み合わせ毎に必要です！）

当出張所では無許可通行をなくすために、米沢警察署の協力のもと取締を行いました。同時に、山形運輸支局の過積載取締と山形県の不正軽油調査も行われました。

<申請・問い合わせ窓口> 山形河川国道事務所 特車申請受付 023-689-0531

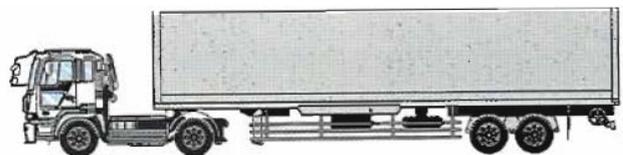
◇◇特殊な車両とは◇◇

下記の「一般的制限値」を1つでも超える車両です

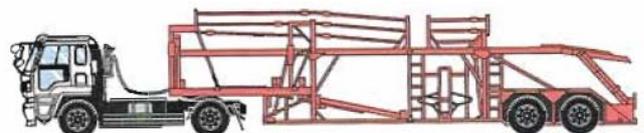
< 参考例 >

車両の諸元	一般的制限値（最高限度）
幅	2.5メートル
長さ	12.0メートル
高さ	3.8メートル
重さ 総重量	20.0 トン（高さ指定道路は4.1メートル）
軸重	10.0 トン（高速自動車国道又は重さ指定道路は25.0トン）
隣接軸重	○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 18.0 トン （ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン） ○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 20.0 トン
輪荷重	5.0 トン
最小回転半径	12.0メートル

○バン型セミトレーラ



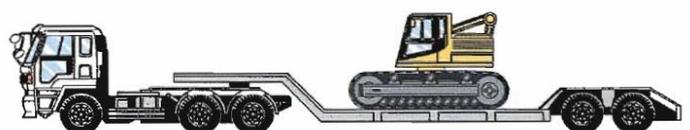
○自動車運搬用セミトレーラ



○フルトレーラ



○重量物運搬用セミトレーラ



○トラック・クレーン



取締の様子



マットスケールで重量の計測



幅・高さ・長さの計測



マットスケール操作・車検証のコピー等



不正軽油の調査

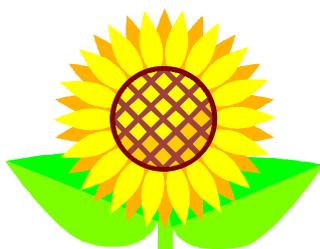
～特車取締結果～

調査台数：5台

取締台数：無許可による運行中止 1台

指導警告（経路違反・組合せ違反）2台

許可なくまたは許可条件に反して特殊車両を通行させた者（運転手だけでなく事業主も）には、**6箇月以下の懲役**や**100万円以下の罰金**が科せられることがありますのでご注意ください。



☆ご意見お問い合わせは

国土交通省 山形河川国道事務所

米沢国道維持出張所

〒992-0011 米沢市中田町260-2

TEL 0238-37-5300



わよつと一休み

国道13号沿線の花壇を紹介します。
ボランティアの皆様ありがとうございます。



米沢市役所、六部第2町内会、
鉄砲町町内会、片子町内会、
上野町町内会、久保町町内会
総勢約300名



梓山1町内会さん、(株)中村建設
さんありがとうございました。
m(_)_m

ドライバーの皆さん、きれいな花
を見て、心にゆとりのある優しい
運転をお願いいたします。

※国道での清掃・花植えなどのボランティア活動を行う際は、安全確保のため事前に出張所まで
お知らせ下さい！ 米沢国道維持出張所 TEL0238-37-5300